

2013年7月8日から、外国人住民の方にも 「住基ネット」の運用が開始されます。

「住基ネット」は、住民の方々の利便性の向上と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、居住関係を公証する住民基本台帳をネットワーク化した全国共通の本人確認ができるシステムです。

「住基ネット」の運用にあたって、外国人住民の方が手続きを行う必要はありません。

「住基ネット」の運用開始に伴い、外国人住民の方の住民票に住民票コードが記載されます。それに伴い、該当する外国人の方に住民票コードを発行しますので、住民票コード通知書は大切に保管して下さい。(住民票コードとは住基ネットにおいて全国共通の本人確認を行うにあたって必要不可欠な、無作為の11桁の番号です。)

住基ネットの運用開始に伴い、ご希望の方には「住基カード」(住民基本台帳カード)の交付が可能になります。「住基カード」はセキュリティに優れたICカードで、写真付き、写真無しの2タイプがあり、公的な身分証明書としても使えます。

■住基ネットの運用開始に伴い、できるようになること

- ①お住まいの市区町村以外でも住民票の写しの交付を受けることができるようになります。(注)住基カード又は在留カード等の提示が必要です。
- ②住基カードの交付をうけている方は、転入届の特例が受けられ、郵送等により転出届を行なうことで、引越し時の手続きで市区町村の窓口に出向くのは、引越し先の一度で済むようになります。
- ③住基カードに電子証明書を格納することで、電子証明書による本人確認を必要とする行政手続きのインターネット申請ができるようになります。

■住民基本台帳カードを作るには?

住民基本台帳カード交付申請書、写真(「写真付き住基カード」を希望する方のみ)、在留カード等の証明書等、手数料を持参の上お住まいの市区町村で申請を行います。



詳しくは総務省のHP「外国人住民に係る住民基本台帳制度について」または、
鏡野町 住民税務課 電話54-2985 までお問い合わせ下さい。

国民年金保険料免除等の 申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者(30歳未満)納付猶予制度」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡と言った不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、鏡野町役場の住民税務課窓口または、年金事務所窓口へ申請してください。申請書は、それぞれの窓口に備え付けてあります。

平成25年度の免除等の受付は平成25年7月1日から開始され、平成25年7月から平成26年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

ただし、平成25年7月に申請する場合は、平成24年7月から平成25年6月分までの期間(前1年間分)についても申請することができます。7月に前一年間分の免除等も申請される場合は、申請書を2枚提出してください。

お問い合わせ先

津山年金事務所 国民年金課

電話(0868)312363

鏡野町 住民税務課 年金係

電話(0868)542985